平成２５年（フ）第１３４５号
名古屋市中区上前津２丁目９番16号　ビラ三秀605号
債務者　澤口　政宏
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１４４７号
名古屋市中川区助光２丁目1401番地　助光荘Ｔ－１棟202号
債務者　小笠原一恵
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１９号
島根県益田市匹見町匹見イ４番地２、前住所島根県益田市あけぼの西町５番地12
債務者　久保　　和
1　決定年月日時　平成25年９月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
松江地方裁判所益田支部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第１１１号
青森県八戸市湊高台３丁目15番３号　カーサ高谷Ｂ－１、破産手続開始決定時の住所青森県上北郡おいらせ町秋堂67番地13
破産者　楢舘　秀二
1　決定年月日　平成25年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２４年（フ）第８９号
長野県佐久市臼田1698番地１
破産者　山浦建設株式会社
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２３年（フ）第１８２１５号
千葉県柏市十余二248―320、開始決定時の住所東京都練馬区大泉学園町８丁目10－６－104
破産者　藤原　秀幸
1　決定年月日　平成25年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２９５８号
東京都江戸川区東小岩４丁目11番１号
破産者　グランドブリッジ株式会社
1　決定年月日　平成25年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２９５９号
東京都葛飾区堀切８丁目24―13―202
破産者　松永　水夫
1　決定年月日　平成25年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９２６号
神奈川県横須賀市池田町４丁目１―16―Ｄ
破産者　水野　和征
1　決定年月日　平成25年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３０３号
東京都府中市住吉町２丁目28―16―502
破産者　横山五百秋
1　決定年月日　平成25年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３０４号
東京都府中市住吉町２丁目28―16―502
破産者　横山　清美
1　決定年月日　平成25年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３３９７号
東京都小平市上水本町１丁目26ー21
破産者　伊藤経一郎
1　決定年月日　平成25年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３５６２号
東京都新宿区新宿６丁目７番１号　エルプリメント新宿310号室
破産者　有限会社ガウディ
1　決定年月日　平成25年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３５６３号
東京都中野区中央３丁目31―14－A101
破産者　新沼　享寛
1　決定年月日　平成25年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３７０１号
東京都中央区八丁堀１丁目11番６号
破産者　株式会社ヨーステンエンタープライズ
1　決定年月日　平成25年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３８５４号
東京都大田区東雪谷２丁目16番８号
破産者　株式会社Ｔ＆Ｓ
1　決定年月日　平成25年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４２４４号
神奈川県足柄上郡山北町向原1331番地の１
破産者　有限会社アマノ工業
1　決定年月日　平成25年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４２４５号
神奈川県足柄上郡山北町向原1331―１
破産者　天野　　等
1　決定年月日　平成25年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４５２２号
東京都目黒区碑文谷１丁目９番９号
破産者　株式会社マクオ
1　決定年月日　平成25年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４５２３号
秋田県鹿角郡小坂町小坂字上田表23―８
破産者　熊谷　正則
1　決定年月日　平成25年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部